

野生鳥獣対策 マニュアル

龍ヶ崎市
平成29年3月



1 このマニュアルの目的

近年、野生動物による被害が全国的に拡大しており、龍ヶ崎市においてもハクビシンやアライグマなどによる農作物や生活環境に対する被害が発生しています。

野生動物の被害対策は、状況に応じた適切な対策を進める必要があります。このマニュアルでは、野生動物の特徴と、被害の原因について解説し、動物の生態を踏まえた相互的な被害対策を進めるための基本事項を記述しました。

野生動物は、豊かな自然環境を支える重要な構成員であり、ヒトとの共存を図るためには適切な管理が必要です。自然の恵みを受けながら豊かな暮らしを実現するために、ひとりひとりが意識を高めて被害対策に取り組む必要があります。本マニュアルがその取り組みの契機となれば幸いです。

2 龍ヶ崎市における相談事例について

龍ヶ崎市ではアライグマ・ハクビシンの目撃情報や相談件数が年々増加しています。

相談内容の多くがハクビシンについての相談であり、主な内容は以下のとおりです。

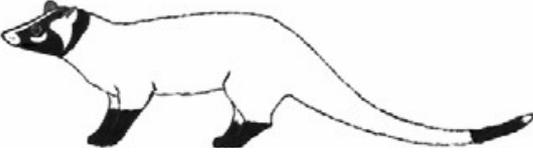
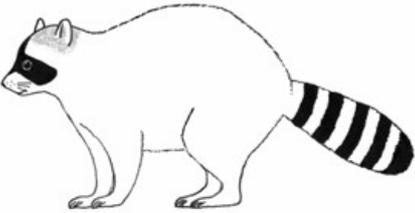
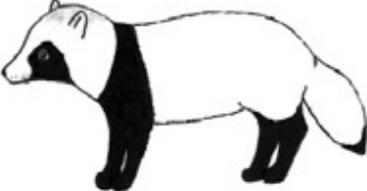
- *アライグマ・ハクビシンを見かけた。
- *家庭菜園の野菜・果物や庭のミカンなどをかじられた。
- *天井裏や軒下に棲み付かれた。
- *駆除・対策についてどうしたらよいか。

3 龍ヶ崎市で相談が寄せられる主な鳥獣

龍ヶ崎市内でみられる主な野生鳥獣は以下のとおりです。

- ① ハクビシン
- ② アライグマ
- ③ タヌキ
- ④ カラス類

ハクビシン・アライグマ・タヌキの特徴と見分け方

	全身	顔の模様 足跡（後）（前）
<p>ハクビシン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尾が長く、体の長さとはほぼ同じ。 ・鼻から後頭にかけて白い帯がある。 ・指は5本。 ・体重：約3～4kg ・全長：約90～110cm 		
<p>アライグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尾は短く、黒い縞模様（5～7段）が特徴。 ・指は5本で細長い。 ・体重：約4～10kg ・全長：約60～100cm 		
<p>タヌキ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前肢から肩にかけて黒い帯が特徴 ・尾が短い。 ・四肢は黒色。 ・指は4本で、イヌに似ている。 ・体重：約3～5kg ・全長：約65～75cm 		

①ハクビシン

外見	体毛は灰褐色。鼻から額にかけて白い筋。尻尾が長い。
形態	鼻からお尻の長さ…50～65cm程度 尻尾の長さ…40～45cm程度 体重…3～4kg程度
生態	<ul style="list-style-type: none"> ・雑食性。果実を特に好み，トウモロコシなどの野菜や昆虫，小動物も食べる。 ・夜行性で比較のおとなしい。 ・ジャンプや木登りが得意でバランス感覚に優れており，電線の上を尾でバランスをとりながら渡る。 ・出産期は特になく，1回に2～3頭の子供を産む。
被害	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜や果実の農作物被害。 ・雨どいや柱を使って天井裏へ侵入し，糞尿などによる生活被害をもたらす。
主な被害対策方法	エサをなくす（P6-①），ネット柵（P6-③），建物への侵入防止（P6-②）



ハクビシン



②アライグマ

外見	体毛は灰褐色。目の周りは黒く、尻尾は縞模様。5本の長い指を持つ。
形態	鼻からお尻の長さ…42～60cm程度 尻尾の長さ…25～30cm程度 体重…4～10kg程度
生態	<ul style="list-style-type: none"> ・雑食性。 ・夜行性で、性格は凶暴。 ・木登りや泳ぎが得意。また、手先が器用で、ものを掴むことができる。 ・年1回、春に3～7頭の子供を産む。
被害	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜や果実の農作物被害。 ・家屋の隙間から侵入し、糞尿などによる生活被害をもたらす。
主な被害対策方法	エサをなくす（P6-①），ネット柵（P6-③），建物への侵入防止（P6-②）



〔特定外来生物について〕

アライグマは、外来生物法に基づき、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすものとして指定された特定外来生物です。特定外来生物は飼育・栽培、運搬、保管、輸入、譲渡等が規制されています。

〔茨城県の対応について〕

県内では近年、アライグマの目撃情報や捕獲数が増加の傾向にあります。アライグマは日本では天敵がなく、雑食性で強い繁殖力を持っていることから、このままでは急激に個体数が増加し、生態系や生活環境への被害が急速に拡大することが懸念されています。

そのような状況に対し、茨城県ではアライグマの野外からの完全排除を目標とした「茨城県アライグマ防除実施計画」を策定し、駆除を行っています。

〔龍ケ崎市の対応について〕

市でも上記の計画に基づき、県と連携・協力しながら防除を進めています。

アライグマを発見したときは、市役所農業政策課までご連絡ください。市職員が、箱わなの設置・捕獲、処分施設への運搬を行います。

龍ヶ崎市内で捕獲されたアライグマ（幼体）

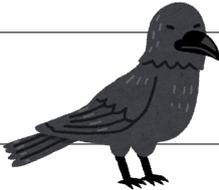


③タヌキ

外見	体毛は灰褐色。前肢から肩にかけて黒い帯が特徴。指は4本でイヌに似ている。尾は短い。	
形態	鼻からお尻の長さ…50～60cm程度 尻尾の長さ…18cm程度 体重…3～5kg程度	
生態	<ul style="list-style-type: none"> ・雑食性。 ・年1回、春に4～6頭の子供を産む。 	

※タヌキによる被害の情報はほとんど寄せられていません。

④カラス類

外見	<ul style="list-style-type: none"> ・雑食性で何でも食べる。 ・若い個体は冬場、群れで生活する。 ・早朝に餌場へ行き、夕方にねぐらに帰る。 ・春に巣を作り、産卵する。 	
被害	<ul style="list-style-type: none"> ・穀物、野菜、果樹などの食害。 ・糞害。 	
主な被害対策方法	エサをなくす（P6-①）	

4 被害対策方法

①エサをなくす

- 家庭菜園の野菜，果実は成熟したらすぐに収穫する。
→収穫を待っている木にはネットなどで対策をする。
- 野菜クズは適切に処分する。
- ペットのエサを屋外に放置しない。
- ゴミ置き場の清掃・管理を徹底する。
→ネットで覆う場合は，細かい網目のものを使用し，持ち上げられないよう縁におもりを設置する。



②建物への侵入防止

- 剪定した樹木は庭に放置せず，すぐに廃棄する。
- 家屋の壁や床下，屋根等を点検し，侵入口となる隙間をふさぐ。
→スチール製のネットや金網などでふさぐ。頭の小さいハクビシンは6cmほどの隙間があれば通り抜けてしまう。
- 空家を放置せず，定期的に管理する。

もし建物内へ入ってしまったら・・・

- 潜んでいる場所に燻煙剤をたく。
- 酢酸などの忌避剤を散布する。

などの方法があります。

③ネット柵

ネット柵は、畑や果樹にネットを張り巡らすことにより、物理的に侵入を防ぐものです。

- ・鳥対策用のネットは対象とする鳥が羽を広げた長さよりも網目の大きさを細かくする。

- ・アライグマ、ハクビシン対策用のネットは、野生獣の手や口が入らない網目の大きさに下部は持ち上げられないよう固定する。

④テグス

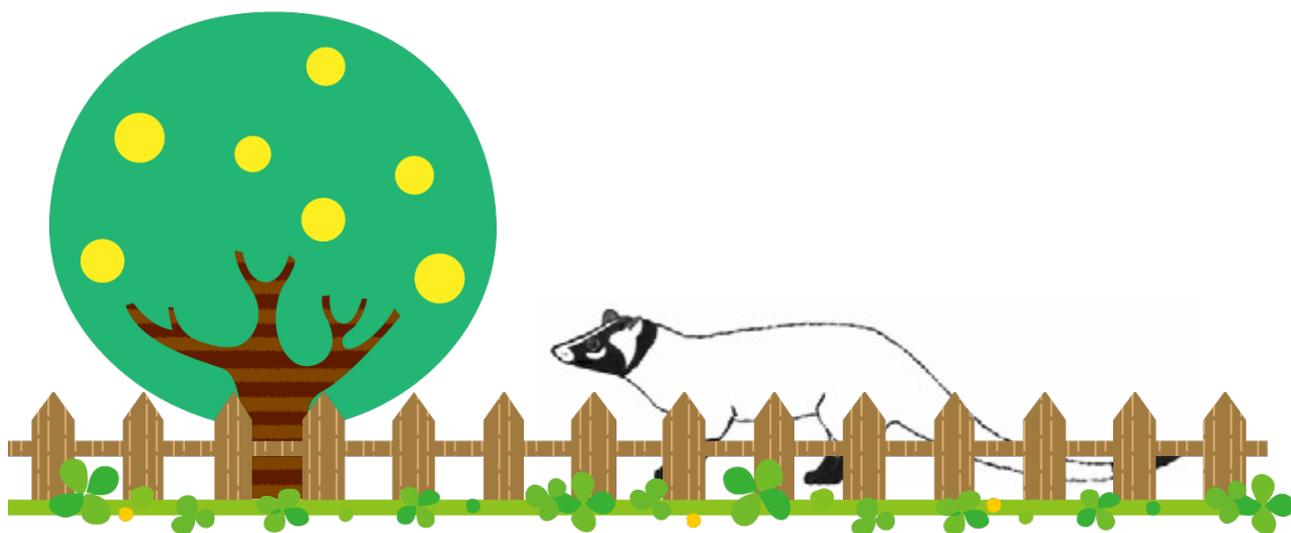
鳥が着地するとき、飛び立つときの羽ばたきの邪魔になるようにテグスを張り巡らすことにより、物理的に侵入を防ぐものです。直播の田んぼに設置すると効果があります。

- カラスの場合は1～2m間隔で高さ1m以上に張り巡らせる。

- 歩いて侵入する場合に備えて、側面は網を張ったほうがよい。

⑤忌避剤・撃退グッズ

匂い、光、音、磁場によるものなどの忌避剤がありますが、効果は一時的ですぐに慣れてしまいます。これらの物を使う場合は「慣れ」をふせぐために、効果がなくなったら片付けましょう。

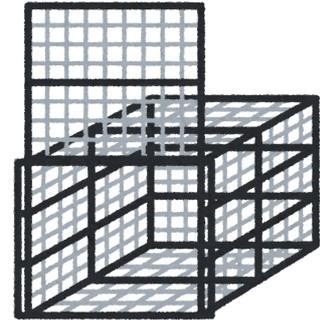


5 野生鳥獣の捕獲について

野生鳥獣は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により、保護が図られています。

しかしながら、農作物や生活環境に被害が発生し、自衛策を講じても被害を防止できない場合には、被害者が有害鳥獣捕獲許可を受けることで捕獲することができます。

なお、市では捕獲に係る許可申請の受付は行っておりますが、捕獲は行っておりませんのでご理解ください。



6 野鳥等へのエサやりについて

近年、野鳥への不適切な餌やりが原因の苦情が増えています。

動物を慈しむ気持ちはとても大切なものですが、野生動物は自然の中で自然のままの食べ物を食べて生きています。きちんと管理をしないまま餌やりを続けていると、糞などで近隣へ迷惑をかけるばかりか、結果として不幸な野鳥を増やすことに繋がります。

安易な餌やりを行わないよう、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

<なぜ餌をやってはいけないの？>

- 自分で餌をとる事が出来なくなる可能性があります。
- 餌を与える事により、野鳥同士に無駄な争いをさせてしまう事があります。
- 栄養状態がよくなるため、一年に何度も繁殖します。
- 数が増えすぎると、糞や鳴き声などにより生活環境に被害をもたらします。
- 乾燥した糞を吸い込む事によりアレルギーや呼吸器系の病気の人に影響があります。
- 被害を受けている場所では、やむを得ず野鳥を駆除せざるを得なくなり、野鳥にとっては大変不幸な結果となります。

7 野生動物に関するQ&A

Q1. ハクビシンが棲み付き困っています。

A1.

ハクビシンなど多くの野生動物は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」によって守られているため、捕獲をすることができません。ただし、生活や農作物に被害が出ており、自衛策を行っても被害が減少しない場合は、被害者等が市の許可を受けた上で捕獲することができます。

なお、市では捕獲に係る許可申請の受付は行っていますが、捕獲は行っていませんのでご理解ください。

また、天井裏に棲み付かれていた場合は、糞が堆積していたり、尿をされている可能性もあるので、心配な場合は専門の業者に相談することをお勧めします。

Q2. アライグマが棲み付き困っています。

A2.

アライグマは、日本固有の生態系を破壊する危険な生き物（特定外来生物）に定められており、市では、「茨城県アライグマ防除実施計画」に基づき、箱わなを用いた捕獲を行っています。

アライグマは見かけによらず凶暴なので、安易に手を出したりせず、市農業政策課までご連絡ください。

ただし、市では捕獲だけを行い、原則として天井裏などへの箱わなの設置は行いません。そのため、捕獲後の現場消毒や市で設置できない場所への箱わなの設置などを希望される場合には、専門の業者に相談することをお勧めします。

Q3. ヒナが落ちています。どうすればいいですか？

A3.

巣立ったばかりのヒナの可能性が高いです。落ちているように見えるヒナは、飛行練習の休憩中か、親鳥がエサを持ってきてくれるのを待っているところなので心配ありません。

離れた場所から様子を見てみると、親鳥がやって来て安全な場所へ連れて行くことがほとんどです。人がヒナのそばにいと、親鳥が近寄れなくなってしまうので、捨ったりせずにそのままそっとしておきましょう。

ただし、交通量が多い道路上では事故に遭う可能性も高いので、近くの草むらなどの、親鳥が確認できる安全な場所へそっと移動させてください。

Q4. 鳥が死んでいます。どうすればいいですか？

A4.

市道や公園など公共の場で死んでいた場合は市で対応しますが、庭や駐車場で死んでいたら、死亡した鳥を素手で直接触らないようにしたうえで、燃やせるゴミとして処分してください。

ただし、鳥インフルエンザが流行している時期は、市農業政策課へご連絡ください。

Q5. けがした野生鳥獣を見つけました。

A5.

茨城県では、けがや病気で動けない野鳥や獣について、公益社団法人茨城県獣医師会に委託して指定した診療実施機関（19機関）で治療を行っていますので、県南県民センター環境・保安課（029-822-8364）までお問い合わせ願います。

8 参考文献

* 農林水産省生産局 野生鳥獣被害防止マニュアル

* 茨城県 みんなで取り組む イノシシ・ハクビシン・アライグマ対策

〒301-8611

茨城県龍ケ崎市3710番地

龍ケ崎市役所市民生活部農業政策課

TEL 0297-64-1111